

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 171 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)に基づき、図書、記録
その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理して、一般公衆の利用
に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、豊岡市立図書館
(以下「図書館」という。)を設置する。

(位置)

第 2 条 図書館の位置は、豊岡市京町 5 番 28 号とする。

2 図書館に分館を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称
豊岡市立図書館城崎分館
豊岡市立図書館竹野分館
豊岡市立図書館日高分館
豊岡市立図書館出石分館
豊岡市立図書館但東分館

(事業)

第 3 条 図書館は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 図書館資料の公衆利用に関すること。
- (3) 図書館資料の団体貸出し及び巡回に関すること。
- (4) 館報その他読書資料の発行及び頒布に関すること。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供に関すること。
- (6) 他の図書館、学校、公民館、研究所等と密接に連絡し、及び協力すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業

2 豊岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、図書館の施設を、前項の事業の
実施に支障のない限りにおいて、生涯学習活動その他公共のために使用させることがで
きる。

(職員)

第 4 条 図書館に、館長その他職員を置く。

(使用の許可)

第 5 条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければな
らない。

- 2 教育委員会は、前項の許可に図書館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

- 第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 図書館の建物、器具、備品等(以下「建物等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がその使用を不適当であると認めるとき。

- 2 教育委員会は、図書館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

- 第7条 第5条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。
- (3) 使用者が許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 2 教育委員会は、図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料)

- 第9条 使用者は、第5条第1項の許可を受けてする施設の使用につき、別表に定める使用料を使用の許可の際、納付しなければならない。

(使用料の減免)

- 第10条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 11 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、第 8 条第 2 項の規定により教育委員会が図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第 1 項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第 12 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館への入館を拒絶し、又は図書館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、図書館の管理上必要な指示に従わない者

(行為の禁止)

第 13 条 何人も、図書館内において、図書館の管理上支障がある行為をしてはならない。

(立入り等)

第 14 条 教育委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、図書館の使用を終了したとき、又は第 5 条第 1 項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第 16 条 図書館の建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、図書館資料に損害を与えた者に対しては、指定する資料の代納又は相当の対価の弁済をもってその賠償に代えることができるものとする。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(図書館協議会)

第 17 条 図書館に、法第 14 条の規定により、豊岡市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、10 人以内とする。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成 11 年豊岡市条例第 8 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 34 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 28 日条例第 57 号)

この条例は、平成 18 年 10 月 27 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例第 17 条第 2 項の規定の改正に伴い増員した委員の数を充当するため新たに任命した委員の任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、任命の日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。

附 則(平成 21 年 6 月 24 日条例第 32 号)

この条例は、平成 21 年 7 月 22 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 30 日条例第 35 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 27 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日条例第 23 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 25 日条例第 20 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日条例第 3 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 19 日条例第 1 号)抄
(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 12 月 24 日条例第 38 号)
(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。

別表(第 5 条、第 9 条関係)

施設	
視聴覚・講演室	1 時間につき 1,900 円
展示コーナー	1 日につき 2,600 円